さ情審査答申第228号 令和4年11月18日

## さいたま市長 清 水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会 会 長 池 上 純 一

# 答 申 書

令和4年7月1日付けで貴職から受けた、「市有地水路特定地番、幅m、長さm(以下「本件対象行政情報」という。)、開示請求書の提出令和3年9月2日、開示国有地道路物のみ、水路幅、長さの開示なし 再度開示請求書提出開示お願いします。」の不開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

# 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和4年2月9日付け建南土第2113号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、対象文書の水路幅の開示を求めるものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書、口頭意見 陳述によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 実施機関が不開示決定とした当該文書の内容は、既に一般公開されている情報であって、水路は市有地であり、地積は明記あり、誤りであると考えます。水路幅延長は市によって開示すべきと思います。水路幅がなければ道路幅の拡幅は出来ない。開示書類には旧道路幅5.3 mとあり、現在は提供された道路図では道路幅7.8 m、水路幅1.6 mと記入あり、旧水路幅の開示を求めます。
- (2) 浦和南部土地改良区施設の引継申請関係綴の開示あり、水路表に幅、延長記入なし、地積のみ記入。水路表を求めたのではなく、水路幅、延長を

求めたもの。現に提供物各道路には道路幅 5.3 m から 7.8 m に拡大、水路幅 1.6 m、全体道路幅 9.4 m。

- (3) 弁明書は引継書の水路表前提に不開示決定。現在各種道路図一般に提供物あり。旧道路幅5.3 mから7.8 mに、水路幅なしから1.6 m、全体道路幅9.4 m。水路幅1.6 mはどこから出たのか。
- (4) 道路幅について、改良区引継綴では道路 5.3 m、水路幅 1.6 mとするなら道路全体幅は 6.9 mとなるが、現在に至った成行計画の開示を願います。
- (5) 請求人の保有する、農業委員会が作成した図面には水路幅の記載があるが、改良区引継綴には記載がない。

#### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明 している。

1 本件処分の内容及び理由

行政情報開示請求書で指定された行政情報を所有していないため、条例 第11条第2項の規定により、不開示決定処分をしたものである。

- 2 審査請求人の主張について
  - (1) 「旧水路幅の開示を求めます」との主張について

審査請求人は、「実施機関が不開示決定とした、当該文書の内容は一般公開されている情報であって、旧水路幅の開示を求めます」と主張している。

審査請求人の求める「旧水路幅」とは、審査請求人が令和3年9月2日に提出した行政情報開示請求書から、浦和南部土地改良事業により築造された公共施設が市に引き継がれた際の水路幅と考えられるが、当該事業は農業の生産性向上や農業構造の改善を目的とした、農用地や農業用水路、農道などの農業生産基盤の整備を行うものであり、浦和南部土地改良区が主体となって公共施設を築造し、市に引き継いだものである。そのため、処分庁で保有している行政情報は、その成果物である「浦和南部土地改良区施設の引継申請関係綴」のみであり、その内容は行政情報開示請求を受け、開示済みである。市は引き継ぎを受ける相手方という立場であり、その他の行政情報については所有していないため、不開示としたものである。

(2) 上記以外の、行政情報開示請求書の内容に当てはまらない主張については、弁明を行わない。

## 第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が令和4年2月1日に開示請求を行った「市有地水路特定地番、幅m、長さm」である。

実施機関は、本件開示請求に対して、当該行政情報は存在しない旨の決定を行ったところ、審査請求人は、浦和南部土地改良事業により築造された公共施設が市に引き継がれた際の水路幅の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

#### 2 本件処分の当否について

- (1) 令和4年3月15日付けの本件審査請求は、浦和南部土地改良区から 浦和市(現在のさいたま市)に引き継がれた土地改良事業によって築造さ れた公共施設のうち、特定地番の水路幅の開示を求めるものである。
- (2) 審査請求人は、本件審査請求に係る行政情報開示請求とは別件である令和3年9月2日付け行政情報開示請求(以下「令和3年開示請求」という。)の開示請求書に別紙を付して特定地番の水路幅ほかの行政情報を開示することを求めている。

実施機関は、浦和市南部土地改良区施設の引継申請関係綴を開示したが特定地番の水路幅の行政情報について記載がなく、引継ぎを受ける相手方の立場から他に保有する行政情報はないため、不存在とした。この決定について不自然、不合理な点はない。

- (3) 今回、審査請求人は、再度、特定地番の水路幅を求める開示請求を令和 4年2月1日に行い、その不開示決定を受けて審査請求をしたものであ るが、令和3年開示請求に対する決定と事情は全く同じであるから、実施 機関による不開示決定は妥当である。
- (4) なお、審査請求人は審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において特定 の道路及び水路の幅員に関する疑義を縷縷述べるが当審査会の権限外で あるので言及しない。
- 3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前 記第1の結論のとおり答申するものである。

#### 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

1	令和	4年	7月	1 日	諮問の受理(諮問第571号)
2	令和	4年	8月	4 日	審議
3	令和	4年	9月1	5 日	実施機関からの意見聴取及び審議
4	令和	4年1	0月2	0 日	審査請求人からの意見聴取及び審議
5	令和	4年1	1月1	5 日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏 名	備考
会 長	池上純一	大学名誉教授
委員	伊藤 一枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)